

平成28年度第10回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成29年1月17日

場所 十和田市役所議会会議室

平成28年度第10回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室
2. 開会日時 平成29年1月17日(火) 午後2時02分
3. 閉会日時 平成29年1月17日(火) 午後2時55分

4. 出席委員(25名)

1番	箕輪展忠君	2番	沢目喜代人君
4番	竹浦寿広君	5番	竹ヶ原重義君
6番	漆畑敏男君	7番	宮本正志君
8番	畠山新市君	9番	中野渡稔君
10番	赤崎和夫君	11番	北上稔君
12番	國分弘志君	13番	甲田稔君
14番	豊川洋人君	15番	古館成光君
16番	小川正孝君	17番	新屋敷より子君
18番	杉山秀明君	19番	力石堅太郎君
20番	米田一典君	21番	山崎誠一君
22番	佐々木君信君	24番	漆坂政行君
25番	下久保トキ子君	26番	野崎さち子君
27番	中野均君		

5. 欠席委員(1名)

23番 畑山喜太郎君

6. 欠員(1名)

3番

7. 会議に付した案件

報告第48号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第49号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第50号	農地の転用事実に関する照会について
報告第51号	農地等の現況について（裁判所）
報告第52号	農用地利用配分計画の認可について
議案第55号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第56号	競売買受適格者の証明について
議案第57号	公売買受適格者の証明について
議案第58号	相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
議案第59号	贈与税の納税猶予継続届出書及び不動産取得税徴収猶予届出書に関する証明（農業経営）について
議案第60号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第61号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第62号	農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
議案第63号	十和田市農地利用最適化推進委員の候補者の選考等に関する規程の一部を改正する規程の制定について
議案第64号	十和田市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正に係る意見について

8. 議事録署名委員

16番 小川正孝君 17番 新屋敷より子君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	野田健治	事務局次長	市澤新吾
事務局振興係長	力石浩暢	事務局農地係長	越田守
事務局主任主査	山崎和也	事務局主任主査	野月明久
事務局主査	中村俊文	事務局主事	江渡俊裕

10. 書記

事務局主任主査 山崎和也

議長（中野均君）本日の欠席通告者は23番 畑山喜太郎 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただいまより、平成29年1月10日に告示招集いたしました平成28年度第10回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（中野均君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。
16番 小川正孝 委員、17番 新屋敷より子 委員を指名いたします。

議長（中野均君）会議書記には山崎和也君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（中野均君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。
総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（中野均君）次に報告第48号について事務局から報告いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、1ページをお願いいたします。報告第48号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。2ページをお願いいたします。今回は10件で、全て合意解約によるものでございます。44番から46番につきましては今後貸借を予定しているとのことでございます。47番は22ページの81番で3条申請による貸借があります。48番、49番は今後貸借を予定しているとのことでございます。なお、44番と46番、47番、48番の借人は同一人でございます。3ページでございます。50番は今後貸借を予定しているとのことでございます。51番は売買を予定しております。52番は自ら耕作するものでございます。53番は今後貸借を予定しているとのことでございます。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第48号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第49号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）4ページでございます。報告第49号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。5ページから9ページになります。今回は25件ございます。全て相続による取得でございます。あっせん等の希望はありません。5ページでございますが、93番は自ら耕作するものです。94番と95番の被相続人は同一人です。なお、94番は転用許可済みのため現況雑種地となっておりますが、転用目的にかかる工事未完了のまま相続したものでございます。今後、計画変更申請または非農地照会等により処理していかなければならないものと考えております。95番は一部が貸借中となっております、他は自ら耕作するものです。96番は自ら耕作するものです。6ページをお願いいたします。97番から100番につきましては自ら耕作するものです。7ページです。101番は居宅が建っているということから現況宅地となっております、今後、地目変更登記を指導してまいります。102番と103番は自ら耕作するものです。104番は貸借中ということになっております。105番は自ら耕作ということになっておりますが、自己保全管理の状態で保有するということでございます。106番から109番は自ら耕作するものです。なお、105番と106番の被相続人は同一人となっております、また、108番につきましては現在3分の2を保有していることから、持分3分の1の相続によって単有となるものでございます。8ページをお願いいたします。110番は一部が貸借中、また、一部に居宅及び小屋が建っていることから現況宅地となっております、その他は自ら耕作するものです。111番は親戚が耕作します。なお、110番と111番の被相続人は同一人です。112番は一部に農業用施設が建っており、現況宅地となっておりますが、それ以外については自ら耕作するものです。113番と114番の被相続人は同一人で、それぞれ持分2分の1の共有物として相続しております。一部に雑種地として農地の形態でない土地、また、居宅が建っている部分について現況宅地となっている部分がございますが、その他につきましては共有者である113番の所有者が耕作するということでございます。9ページになります。115番は一部に農業用施設が建っていることから現況宅地となっておりますが、その他については自ら耕作するものでございます。116番は一部に居宅が建っており現況宅地となっておりますが、その他については自ら耕作するものです。117番は自ら耕作するものです。なお、110番及び112番から11

6番については一部に居宅や農業用施設等が含まれていることから、現地調査等を踏まえて可能な限り分筆及び地目変更登記等を指導してまいります。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第49号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第50号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）10ページをお願いいたします。報告第50号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。11ページでございます。今回の照会件数は6件9筆で、現地調査は1月10日に実施し、法務局への回答は1月12日に行っております。32番はユニバース十和田東店の南側に位置し、大竹菓子舗本店南側の市道を西に60メートル進んだところの道路の北側です。申請地の北側には昭和62年に農地転用許可を受けて建築した居宅が存在しており、申請地は住宅建築後に庭木や庭石などを配置し庭園として整備されたものと推定され、課税上も昭和52年から宅地課税としていることから非農地と回答しております。33番は4件とも同一場所で、穂並町のパワーズU北側の交差点から市道を東に280メートル進んだところの信号機のある交差点を南に300メートル進んだところの道路東側、大柳新聞店の南隣になります。申請地は全て住宅の通路部分または農業用倉庫の敷地となっております。この土地は、②から④の3筆については平成元年に農地転用許可を受けており、平成3年に完了報告が出されているものですが、地目変更登記がなされず、その後、平成27年度第5回総会の報告第23号において、裁判所からの現況照会により非農地と回答したものです。今般、照会申請者が競売により取得した当該土地について、地目変更登記を行うため照会があったもので、①を含め4筆全てについて農業用倉庫等となっているため非農地と回答しました。34番は旧国道4号である県道戸来十和田線沿いのコンビニエンスストア・OC藤坂店の道路を挟んだ東側の道路を北に約120メートル進んだ地点の道路東側です。申請地の北側に申請者の弟が昭和59年に建築した住宅が存在しており、その後整備した車庫及び庭が20年を経過していると推測されることから非農地回答しております。35番は県道戸来十和田線を石倉集落方面に向かい、石倉集会所から南に約20メートル進んだ地点の道路東側です。分筆前の申請地を分断するかたちで昭和54年に防火水槽が設置されたことから、申請地が飛び地のようなかたちで残されてしまい、以後、農地としては利用されておらず、現在は電柱が建てら

れているということから非農地と回答しております。36番は見世集落内の見世集会所から北に直線距離で約140メートルの沢地で、旧上明戸農場の南側になります。申請地は20年以上耕作されておらず雑木が繁茂していることから、荒廃農地Aの認定をしているものであり、周囲は山林及び原野に囲まれ農地への復元は困難であるとみられることから、非農地と回答しております。37番は稲吉地区の国道102号沿いの観音寺入口から西に300メートルのところにある誠屋の東隣の住宅敷地です。申請地には昭和55年建築の住宅が建っていることから非農地と回答しております。なお、36ページの54番で隣接の土地が農地転用許可申請となっております。以上でございます。

議 長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。よって報告第50号を報告済みといたします。

議 長（中野均君）次に報告第51号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）12ページをお願いいたします。報告第51号、農地等の現況について、裁判所。青森地方裁判所八戸支部から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。13ページでございます。今回の照会件数は2件7筆でございますが、3番につきましては12月総会の告示に間に合わなかったということから、現地調査については今年の12月13日に実施し、裁判所への回答を12月14日に行ったものでございます。また、4番につきましては現地調査を1月10日に実施しており、裁判所への回答は1月12日に行っております。3番の①から③は同一場所で、西二十一番町の稲生川沿いの遊歩道南側の市道を晴山集落方面に向かうため稲生川を北に渡る橋の手前にあるせせらぎ公園団地から東に170メートル程進んだところの民家から南に15メートル入ったところでございます。農地として良好かつ適正に管理されていることから農地と回答しております。4番のうち①から③が同一場所で、十美岡婦人ホームから豊平集落方面へ800メートル程進んだ地点から北に70メートル程進んだ地点の道路の西側になります。定期的に草刈り等がされている状況を確認しており、農地と回答しております。また、4番の④につきましては、高清水小学校北側の道路を学校から西に270メートル程進み、そこから北に道なりに300メートル程進んだ地点の道路西側です。雑草等が繁茂しているものの、年に1回程度は草刈りがされている状況が確認され、耕作可能であると判断されることから、農地と回答しております。以上でございます。

議 長（中野均君）ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時16分

(事務局から、照会のあった土地の所有者についての説明をする。)

再開 午後2時17分

議長 (中野均君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

議長 (中野均君) 報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (中野均君) なしと認めます。よって報告第51号を報告済みといたします。

議長 (中野均君) 次に報告第52号について事務局から報告をいたします。

事務局長 (野田健治君) 14ページをお願いいたします。報告第52号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件でございます。今回の報告案件は昨年10月14日開催の平成28年度第7回総会議案第41号で農用地利用集積計画の決定の承認をいただいたものについて、平成28年12月28日付で県知事から配分計画の認可があったものでございます。利用権を設定する者は中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターでございます。まず15ページでございますが、賃借権が3件8筆で227,362平方メートルになります。利用権の設定を受ける者は3経営体となっており、利用権の設定期間は全て10年間となっております。16ページでございますが、使用貸借による権利で2件58筆、139,540平方メートルでございます。利用権の設定を受ける者は2件とも同一経営体となっております。なお、利用権の設定期間は、10番の2筆につきましては利用権の設定する者の土地が未相続のため5年間となっておりますが、11番につきましては10年間となっております。なお、58筆全てについてその所有者に対し耕作者集積協力金が交付されるものでございます。以上でございます。

議長 (中野均君) 報告について、意見ございませんか。

委員 (米田一典君) ちょっと教えてください。農地の集積の協力金。持分あるのを何パーセント貸しますよと、例えば10パーセントとか50パーセントとか80パーセントとか、そういうそのパーセントの割合で協力金が違いますよね。

事務局長（野田健治君）今、米田委員がおっしゃられているのは、恐らく経営転換協力金と耕作者集積協力金とをミックスしたようなイメージだと思いますが、経営転換協力金は基本的に自分の農地を全部、自留地1反歩以内残して全部やった場合に面積に応じて出る協力金でございます、耕作者集積協力金というのは隣地に借りる人の土地があってそれに隣接した土地を貸す場合にその面積に応じて出るというものです。以上です。

議長（中野均君）20番、よろしいですか。

委員（米田一典君）はい。わかりました。

議長（中野均君）その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第52号を報告済みといたします。

議長（中野均君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第4班で、調査員は沢目班長、古館委員、佐々木委員の3名です。1月10日に現地調査及び市役所新館5階会議室での聴取調査を行っております。

議長（中野均君）ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時22分

議長（中野均君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議長（中野均君）次に議案第55号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）18ページをお願いいたします。議案第55号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。
2番 沢目 喜代人 委員、お願いします。

報告委員（沢目喜代人君）それでは、第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は20件で、うち所有権移転が12件、賃借権設定が5件、使用貸借による権利の設定が3件です。所有権移転12件のうち、申請番号75番から79番までは、相手方要望による売買です。申請番号80番から86番は贈与で、申請番号の80番と85番、86番は親から子へ、81番は兄から弟へ、82番から84番は知人へ贈与するものです。次に賃貸借及び使用貸借についてですが、22ページの申請番号81番から84番までは労力不足により、85番は相手方要望により賃借権を設定するものです。申請番号86番から88番は使用貸借による権利の設定で、86番と87番は相手方要望により貸借し、88番は親から子へ経営移譲するものです。これらのうち、所有権移転の80番と81番、使用貸借の86番と87番は借人が同一人ですが、新規就農です。労働力、農機具及び営農計画等について聴き取りをしたところ、特に問題はありませんでした。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）沢目委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、ただいまの調査委員の報告の内容について補足的に説明をさせていただきます。まず19ページでございますが、79番につきましては譲受人が仮登記権利者となっております、この度の売買により所有権移転をするということでございます。21ページをお願いいたします。81番は兄から農地の贈与を受けて新規就農ということになっておりますが、これまで15年ほど就農経験があるということと、今後、定期的に帰省しながら営農を継続するということでございます。83番と84番は譲受人が同一人で、現在貸借中の農地について贈与を受けるということでございます。22ページをお願いいたします。81番は2ページの47番で相続人代表が合意解約をしたものですが、その後、相続登記を行った後に賃貸借をするというものでございます。82番と83番は貸人が同一人になっております。所有権移転の75番から86番まで及び貸借の81番から88番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

委員（米田一典君）82番と83番の賃借料、年総額ではなくて5年の総額という意

味ですか。

事務局長（野田健治君） 1年間の総額という意味です。

議長（中野均君） 20番、よろしいでしょうか。

委員（米田一典君） はい。わかりました。

議長（中野均君） その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君） ご異議なしと認めます。よって議案第55号は許可することに決定いたしました。

議長（中野均君） ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時27分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時28分

議長（中野均君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

議長（中野均君） 次に議案第56号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君） 24ページをお願いいたします。議案第56号、競売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする件でございます。25ページでございます。今回証明願いのあった農地は平成28年6月10日に裁判所に農地回答しており、6月14日開催の第

3回総会で報告したもので、平成28年11月10日に競売の公告がされております。入札期間は平成29年1月5日から1月12日、開札期日は1月18日、売却決定期日は1月25日となっております。特別売却は1月19日から20日となっております。したがって本日の総会時点で既に入札期間を過ぎておりますので、特別売却における入札となるものでございます。なお、同一事案に対して願出人が2人となっており、いずれも経営拡張するものです。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

議長（中野均君）ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時29分

（事務局から競売に係る土地の所有者及び売却基準価格についての説明をする。）

再開 午後2時30分

議長（中野均君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第56号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第57号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）26ページをお願いします。議案第57号、公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする件でございます。27ページでございます。今回は5件6筆です。1番か

ら3番につきましては十和田市の公売にかかるもので、4番及び5番は十和田土地改良区の公売にかかるものです。いずれも土地の現況照会に対し、平成28年11月9日に農地回答しており、11月15日開催の第8回総会で報告したものです。1番から3番については平成28年11月10日に十和田市が公売の公告をしております。入札日及び開札日は平成29年1月24日、売却決定期日は1月31日となっております。3件に対する願出人は同一人で、経営拡張のため買受を希望するものでございます。4番及び5番についても平成28年11月10日に十和田土地改良区が公売の公告をしております。入札日及び開札日は平成29年2月10日、売却決定期日は2月17日となっております。2件に対する願出人は同一人で、経営拡張のため買受を希望するものです。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

議長（中野均君）ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時32分

（事務局から公売に係る土地の所有者及び最低公売価格についての説明をする。）

再開 午後2時33分

議長（中野均君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第57号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第58号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）28ページでございます。議案第58号、相続税の納税猶予に関する適格者の証明について。租税特別措置法第70条の6第1項の規定によ

り、別紙の農地等の被相続人及び相続人についてその適格者であることを証明することについての承認を求める件でございます。29ページでございます。今回の案件は相続税の納税猶予を受ける特例農地につきまして、被相続人が死亡の日まで農業を営んできていること、また、相続人が農業経営を開始しその後も引き続き農業経営を行うことが認められる場合において特例の適用要件に該当するとして承認するものでございます。3番でございますが特例適用農地2筆につきましては平成28年2月21日に相続開始となり、平成28年12月18日に相続登記、12月19日付で証明願いが提出されております。1月10日の現地調査により、農地として適正に管理されていることが認められました。今後とも農地として継続的に利用されていくことが見込まれることから適用要件を満たすものと判断します。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第58号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第59号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）30ページでございます。議案第59号、贈与税の納税猶予継続届出書及び不動産取得税徴収猶予届出書に関する証明、農業経営について。別紙の農地等の受贈者について、租税特別措置法第70条の4第1項の規定並びに地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることを証明することの承認を求める件でございます。31ページでございます。この件につきましては、農地の生前一括贈与を受けた者の税の徴収猶予について、3年ごとに税務署等の照会に対し届け出る適格者の証明でございます。今回の証明者は7名となっております。このうち、贈与税については6名、不動産取得税については2名となっております。贈与税と不動産取得税の両方の猶予を受けている者は1名となっております。なお、3年前の平成26年に証明した者のうち、5名が贈与者の死亡により贈与税及び不動産取得税の免除が確定しているところでございます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

委員（甲田稔君）13番、甲田です。_____さんの生年月日、13年になっておりますけれども、多分36年ではないかと思えます。

議長（中野均君）ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時37分

（事務局が生年月日の確認。確認中にもう1人についても生年月日に疑義ありと竹浦委員から指摘あったため、そちらについても確認。）

再開 午後2時39分

議長（中野均君）休憩を解いて会議を再開いたします。

事務局長（野田健治君）ご指摘のとおり、生年月日につきましては、このお二方については恐らく誤植というか間違いであります。というのは、前回3年前の議案のものをそのまま転記したと思われれます。後で正確な生年月日を調べてお知らせしたいと思います。以上でございます。

議長（中野均君）甲田委員、竹浦委員。来月の総会で今日の調べた結果を報告しますのでご了解願います。よろしいでしょうか。

委員（甲田委員及び竹浦委員）はい。

議長（中野均君）その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第59号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第60号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君） 32ページでございます。議案第60号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件でございます。

議長（中野均君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。22番 佐々木君信 委員、お願いします。

報告委員（佐々木君信君）それでは、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。1月10日午後に、沢目委員、古館委員と私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転2件です。申請地は全て、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。申請番号24番は労力不足により、申請番号25番は相手方要望により売買するものです。これら2件の農地は所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を1月10日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）佐々木委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）調査員報告の内容につきまして補足的に説明させていただきます。まず33ページの24番につきましては、現在当事者間で平成21年5月から10年間、基盤強化法により貸借している農地についてこの度売買するということでございます。34ページでございますが、使用貸借によるものがございますが、引き続き4年間基盤強化法により使用貸借するため再設定ということになっております。今回申請のあった所有権移転2件及び使用貸借による権利1件につきましては調査書のとおりで、農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第60号は要請することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第61号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）35ページをお願いいたします。議案第61号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。15番 古舘 成光 委員、お願いします。

報告委員（古舘成光君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は、申請番号54番と55番の2件です。申請番号54番は、自己住宅の建築で、30年間の期間で親から使用貸借するものです。申請番号55番は、駐車場の整備で、こちらは期間20年間で賃借権を設定します。農地区分につきましては、申請番号54番は農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として、第2種農地のその他の農地に該当します。55番は第1種農地内ですが、既存施設の拡張であり、拡張に係る面積が既存施設面積の2分の1を超えないことから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げまして報告いたします。

議長（中野均君）古舘委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、申請案件につきましてご説明いたします。36ページでございますが、今回の申請は2件ということです。54番の場所は稲吉地区の国道102号沿いの観音寺入口から西に300メートルのところにある誠屋の東隣の敷地を北に入ったところ。この場所は11ページの37番で、住宅が建っていることによる非農地照会のあった同一敷地内の隣接地になっております。農地を30年間の使用貸借による権利で借り受けて自己住宅を建築するということ。55番の場所ですが、大学通りを東に向かい、高松病院の東側道路を南に向かって200メートル進んだところから西に入ったところ。高松病院及び老人保健施設の利用者並びに職員の駐車場の隣接地になります。農地

を20年間の賃借権で借り受けて駐車場を整備するものでございます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第61号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第62号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）37ページでございます。議案第62号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件でございます。38ページをお願いいたします。十和田市長から平成28年12月22日付けで農業振興地域整備計画の変更に関する意見についての照会があります。39ページでございます。今回は編入1件、除外2件の計3件でございます。1番の場所ですが、十和田市役所から西に約11キロメートル先に位置しており、十和田湖に向かう国道102号と南部地区広域農道との合流地点から西に300メートル程進んだ国道沿いの北側の三方が農地に囲まれている農地でございます。今後とも優良農地として確保するため、編入するものでございます。2番の場所は十和田市役所から南に約12キロメートル先の米内沼集会所の東側に位置しております。当該農地は2筆とも周囲を山林に囲まれているため日当たりが悪く、また通作路も狭隘なため農業機械の通行が難しいことから現時点で未耕作状態にある場所でございます。したがって今後営農が困難な状況にあるため、植林し山林へ転用するため除外するものでございます。3番の場所は十和田市役所から東南の方向約5キロメートル先に位置し、十和田下水処理場の東側に隣接する場所です。当該地は北側に農地が広がる第1種農地ですが、下水処理により発生する汚泥を利用したバイオマス発電事業を行うとのことから、市街地に設置が困難又は不適当な施設であり、また、再生可能エネルギーのための施設用地として転用することから、不許可の例外に該当するため除外するものでございます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第62号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第63号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）42ページでございます。議案第63号、十和田市農地利用最適化推進委員の候補者の選考等に関する規程の一部を改正する規程の制定について。十和田市農地利用最適化推進委員の候補者の選考等に関する規程の一部を改正する規程を別紙のとおり制定する件でございます。43ページでございます。この件につきましては、平成28年12月15日開催の平成28年度第9回総会において承認された議案第53号、十和田市農地利用最適化推進委員の候補者の選考等に関する規程、以下、規程と申し上げますが、この規程の第5条において推進委員の推薦の求め又は募集の期間を24日以上としておりましたが、十和田市農業委員会の委員の候補者の選考等に関する規則では、農業委員の募集等の期間を概ね1ヶ月としておりました。また、募集期間終了後の期間延長についての延長期間及び延長回数が規定されていることから、農業委員の募集に係る規則・条例との整合性を図るため、同規程の一部を改正するための規程を制定するものでございます。この規程の改正につきましては、総会資料の末尾に綴ってあります資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。第5条の1項としておりましたが、現行の部分が左の部分でございますが、これを推進委員の候補者の推薦の求め及び募集の期間を24日以上としていたものを農業委員の規則に合わせて概ね1ヶ月以上という文言にします。新たに第2項を追加して、推進委員の推薦及び応募者が担当区域毎の定数に満たなかった場合に募集期間を延長することとし、その延長する期間は概ね2週間とし、期間の延長の回数は1回とすることを規定するものでございます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第63号は承認することに決定いたしました。

議 長（中野均君）次に議案第64号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）44ページでございます。議案第64号、十和田市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正に係る意見について。農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、十和田市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求める件でございます。45ページをお願いいたします。十和田市長から平成28年12月22日付で十和田市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見を求める依頼がございました。本事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第6条に基づいて、市町村においては、県から示された農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即して、十和田市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、以下、基本構想と申し上げますが、この基本構想を定める時又は変更する時は農業者、農業関係団体及び農業委員会を含めた関係者の意見を反映させることとなっております。これにつきましては概ね5年毎の期間で見直すこととなっておりますが、十和田市においては、前回は平成26年9月に見直しをしております。今回の基本構想の見直しにあたり、当農業委員会では平成28年12月15日開催の第9回総会終了後に担当部署であります農林畜産課の担当から基本構想の変更に係る説明を受けたところでございます。今回の改正につきましては、県から示された基本方針に即して十和田市の基本構想として改正したものでございます。この件につきましては、一部改正後の基本構想及び新旧対照表を別冊で添付しておりますのでそちらをご覧くださいと存じます。以上でございます。

議 長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第64号は承認することに決定いたしました。

事務局長（野田健治君）すみません。先程ご指摘のありました、納税猶予の生年月日の件でございます。上から4段目の方に関しては昭和36年9月19日生まれでございます。55歳ということでございます。その下の方につきましては昭和47年8月21日ということでございます。そのように訂正させていただきます。なお、この部分に関しましては後程差し替えをさせていただきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（中野均君）局長より説明したとおりですのでご了解願います。後で差し替えはしますのでよろしくお願いたします。以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成28年度第10回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

————— 閉会 午後2時55分 —————